

松江保健所 濃厚接触者のしおり

R4.8.3 改正版

○濃厚接触者とは・・・

同居家族など、感染している可能性が比較的高いと保健所が判断した方

○濃厚接触者の方をお願いしていること・・・

自宅待機、毎日の健康観察、自宅内での感染対策 など

自宅待機中の行動制限について

仕事・学校・保育所などのお休みと、不要不急の外出を控えるようをお願いをしています。

ただし、食料品の買い出しやお薬の購入などの外出は可能です。その際、一般的な感染対策の徹底をお願いします。

医療機関の受診は定期受診・緊急受診に関わらず、

まず電話で「受診が可能か」確認をしてからお出かけください。



自宅内での感染対策について

同居のご家族に陽性者がおられる場合、日常生活を送る上で可能な範囲での感染対策をお願いしています。

具体的には部屋を分ける、マスク着用、手洗い・手指消毒、部屋の換気、物品の消毒などの対策をお願いしています。

濃厚接触者の自宅待機期間について

陽性者の**発症日**(無症状の場合は**検査日**)、または**自宅内で感染対策をとった日**のうちいずれか遅い日を0日目として、5日間を待機期間としています。

例 1) 4/1 : 発症日

→ 濃厚接触者の待機期間 : 4/2~4/6

例 2) 4/1 : 発症日 4/3 : 感染対策をとった日

→ 濃厚接触者の待機期間 : 4/4~4/8

ただし、待機期間の2日目と3日目に抗原定性キットを使用し両日とも陰性であった場合は、待機解除可能です。

その際、保健所へ連絡をする必要はありません。

また、待機終了後も7日目までは健康観察を続けていただき、重症化リスクの高い高齢者施設などへの不要不急の訪問は避けてください。

※以下の場合、濃厚接触者全員の待機期間が延長します。

▶濃厚接触者が陽性者となった(新たに陽性者が出た)場合

▶無症状だった陽性者が新たに症状を発症した場合

例 3) 濃厚接触者の待機期間：4/2～4/6 (5 日間)

4/4 に新規陽性者が発生 → 4/2～4/5～4/9(計 8 日間)

待機期間中の健康観察について

待機期間中はご自身で健康観察をしてください。

待機終了後も感染リスクの高い場所や会食等は避けてください。

また、同居家族に陽性者がいる場合、出勤・登校等にあたって、職場や学校等に現在の状況を含めて相談をしてください。

症状が出現したとき

※**まず「受診可能か」医療機関へ電話で確認**をしてください。

かかりつけの医療機関を受診していただくか、

かかりつけがない方はお近くの医療機関へ受診してください。

検査について

症状が出現した場合は、医療機関を受診してください。

症状がない場合は、5 日間の自宅待機を終えれば検査の必要

はありません。

※現在、島根県の無料検査は濃厚接触者の方は対象外です。

災害時の濃厚接触者の避難場所について

自宅で安全が確保される場合は、必ずしも避難所に行く必要はありません。

各市から「避難指示」が発令されている地域で、かつ、危険な場所にお住まいの場合(洪水やがけ崩れなどのおそれ)、濃厚接触者の方には指定避難所とは別の避難場所をご案内いたします。

健康観察期間中に避難が必要となったときには、下記連絡先へ連絡し、指示に従って避難してください。

松江市在住の方

→ **濃厚接触者の災害時専用ダイヤル：080-7995-7543**

安来市在住の方

→ **総務部防災課：0854-23-3170**

※あらかじめ、お住まいの地域のハザードマップの確認や

防災メールへの登録をおこなってください。